

岐阜県公報

号外 (一) 令和元年八月二十九日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第百八十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 N フェニル N [- (- フェニルエチル) ピベリジン 四 イル] シクロベンタンカルボキサミド及びその塩類（通称 Cyclopentyl fent anine）
- 2 五 ペンチル 二 (- フェニルプロパン 二 イル) - H ピリド [四・三 b] インドール 一 オン及びその塩類（通称 CUMYL PEGACLONE E）
- 3 五 (五 フルオロベンチル) 二 (- フェニルプロパン 二 イル) - H ピリド [四・三 b] インドール 一 オン及びその塩類（通称五FCUMYL PEGACLONE E）

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

- 三 指定の効力が発生する日

令和元年八月三十日

令和元年八月二十九日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社